

岩手弁護士会 NEWS

○今後のことなど、いろいろと相談したい。どこに何を相談したらいいのか分からない。

→岩手弁護士会被災者ホットダイヤルにお電話下さい。月～金の午後1時～4時 019-604-7333・019-651-0351
面談による相談をご希望の方は 019-623-5005でご予約を。

今後、避難所等での法律相談にも伺いますので、ご利用下さい。

1 被災者の方への支援

○当面の生活費をどうにかしたい。

→生活福祉資金の貸付（緊急小口貸付） 10万円まで
市町村の社会福祉協議会まで
詳しくは、岩手県保健福祉部地域福祉課に問合せを
019-651-3111（内線5425）

2 支払の問題

○公共料金はどうなるか。

→電気・ガス・水道・下水道・固定電話・携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

○税金の支払はどうなるか。

→納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。
所得税・消費税・法人税等の国税については、各地の税務署に確認を
個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税については、お住まいの地域を担当する振興局に確認を
市町村民税・固定資産税などの市町村税については、各市町村に確認を

○り災証明書とは何か。これがあるとどうなるのか。

→り災証明書とは、市町村が、申し出により家屋の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書で、各種支援等の基準となるものです。被害状況としては、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊等に分かれます。

市町村の発行体制が異なるので、市町村に確認が必要です。事業者のり災証明もあるので、問い合わせを。

3 保険・共済の問題

○火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか。

→保険金は支払われませんが、保険（共済）によっては、火災保険に入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お入りになっている保険会社、共済に確認してみるべきです。
なお、どここの保険会社と契約しているか分からないときは、以下に問い合わせてみてください。

（社）日本損害保険協会

地震保険契約会社照会センター（0120-501-331）
月～金（祝日除く）の9時～5時
そんがいほけん相談室（0120-107-808）
月～金（祝日除く）の9時～6時
土日祝（当分の間）の9時～5時
(携帯・PHSからは03-3255-1306)

○地震特約があるから、生命保険金は出ないか？

→今回の地震・津波に関しては、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めたそうです。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社に連絡をしてみて下さい。

なお、どここの保険会社と契約しているか分からないときの確認先は、今、生命保険協会が準備しています。

○地震・津波で自動車が壊れてしまった。

→車両保険は、原則として、地震・噴火・（地震、噴火が原因の）津波による災害による損害は補償対象外とされています。
地震・噴火・津波危険（車両損害）担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、保険会社に確認してみましょう。

4 紛失物の問題

○銀行の通帳などがなくなってしまった、お金がおろせない。再発行してくれるのか。

→銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口に問い合わせてください。
身分証明証があれば持参し、それもないときはそのことも併せて相談してみてください。

銀行印がなくなった場合は、印鑑の変更の手続をとってください。

○身分証明証がなくなってしまった。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか。

→住民票は市町村で、本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは市町村の窓口へ。
運転免許証は、再発行手続をして下さい。盛岡、久慈、金ヶ崎の運転免許センターと岩手・花巻・一関・千厩・遠野・岩泉・二戸の各警察署で。沿岸部でも臨時の窓口が開かれますので、情報に注意してください。

○自動車がなくなってしまった（使えなくなってしまった）ので、登録を抹消したい。

→運輸支局に確認を。 050-5540-2010
車体番号・登録番号が分からない
→申請者の情報や納税証明書等で分かれば受理
印鑑証明書がとれない、実印を紛失
→署名と本人確認書類（免許証等）で受理。
原因を証明する証書（り災証明書）がまだもらえない
→申請人の申立書で代える。

○実印や印鑑登録カードがなくなってしまった。

→実印がなくなった場合は、別の印鑑を準備して、登録印鑑を変更してください。
実印は手元に残っているという場合は、印鑑登録カードの再発行手続をとってください。
手続は市町村の窓口に確認してください。

○クレジットカードがなくなってしまった。

→各クレジット会社にくなくした旨の連絡をし、新たなカードの発行を求めて下さい。

5 その他の問題

○免許証の有効期間が迫っている。

→運転免許証で、平成23年3月11日以降に有効期間が満了する場合は、有効期間が8月31日まで延期されます。
現在、免許センターや警察は、再交付の事務に集中しており、更新事務は停止していますので、事務の再開後に更新手続をとることになります。

○会社を経営していたが、この地震・津波でやっていけなくなってしまった。

→日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度など、いろいろな可能性があります。
公庫や商工会議所などに相談してみましょう。